

自己点検票（卸売販売業）

				年度	
点検年月日					
点検者					
項目					
<p>(1) 医薬品営業所管理者等について</p> <p>① 医薬品営業所管理者が、薬剤師又は規則第154条各号に該当する者であるか。</p> <p>② 医薬品営業所管理者は、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事していないか。 ただし、兼務が認められている場合は、所定の手続を行い、かつ適正な管理を行っているか。</p> <p>③ 医薬品営業所管理者は、医薬品の販売等の取扱い、偽造医薬品の流通防止に向けた必要な対策その他これに関連する事項について責任をもって行っているか。</p> <p>④ 医薬品営業所管理者は試験検査、不良品の処理その他営業所の管理に関する記録（在庫の異常に係る調査結果及び廃棄した医薬品に係る記録を含む。）を作成しているか。</p>					
<p>(2) 卸売販売業者の配慮等について</p> <p>① 営業者は卸売販売業の管理者の業務の遂行に充分配慮しているか。</p> <p>② 法第10条（法第38条第2項で準用）に定める変更届は遅滞なく行われているか。</p> <p>③ 医薬品の販売又は授与の業務（医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（偽造医薬品の流通防止のために必要な各種対応を含む。）の実施その他必要な措置を講じているか。</p> <p>④ 従事者から卸売販売業者への事故報告の体制を整備しているか。</p> <p>⑤ 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者を特定しているか。</p> <p>⑥ 医薬品の適正管理のための業務に関する手順書（平成29年10月5日付け薬生発1005第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の第5の1（4）に掲げる事項【偽造医薬品の流通防止のために必要な各種対応】が記載されたもの。）の作成及び当該手順書に基づく業務を実施しているか。</p> <p>⑦ 医薬品の適正管理のために必要となる情報の収集その他医薬品の適正管理の確保を目的とした改善のための方策を実施しているか。</p>					
<p>(3) 営業所について</p> <p>① 許可証を店頭その他事務所の見やすい場所に掲示しているか。</p> <p>② 換気が充分であり、かつ、清潔にしているか。</p> <p>③ 医薬品を通常交付する場所の明るさは60ルクス以上あるか。</p> <p>④ 冷暗貯蔵の必要な医薬品を取り扱う場合、冷暗貯蔵のための設備があるか。また、毒薬を取り扱う場合、鍵のかかる貯蔵設備があるか。</p> <p>⑤ 医薬品の貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されているか。</p> <p>⑥ 当該卸売販売業以外の卸売販売業の営業所の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。</p> <p>⑦ 医薬品を衛生的かつ安全に保管するために必要な設備を有し、その面積は概ね100平方メートル以上あるか。 設備規則第3条第1項第3号ただし書きが適用される場合にあつては、概ね13.2平方メートル以上あるか。</p>					

<p>(4) 医薬品等について</p> <p>① 不良医薬品等を貯蔵、陳列、販売、授与していないか。</p> <p>② 不正表示医薬品等を貯蔵、陳列、販売、授与していないか。</p> <p>③ 医薬品と他の物を区別して貯蔵、陳列しているか。</p> <p>④ 冷暗所に貯蔵すべきものは必ず冷暗所に貯蔵しているか。</p> <p>⑤ 処方箋医薬品の取扱いは正しく行われているか。</p> <p>⑥ 医薬品について虚偽又は誇大な広告等をしていないか。</p> <p>⑦ 承認を受けていない医薬品について効能・効果等に関する広告をしていないか。</p> <p>⑧ 使用期限のある医薬品について充分注意をはらっているか。</p> <p>⑨ 医薬品を分割販売する際、表示を適正に行っているか。 分割販売する医薬品の直接の容器又は直接の被包に、分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う営業所の名称及び所在地を記載しているか。</p> <p>⑩ 医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び販売し、又は授与したときは、購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の記録を付けているか。当該記録を3年間保管しているか。</p> <p>⑪ 医薬品の購入等の記録に際し、購入若しくは譲り受けた者又は販売若しくは授与した者（以下「購入者等」という。）から、薬局開設、医薬品の製造販売業、製造業若しくは販売業又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設の許可に係る許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しているか。ただし、購入者等が常時取引関係にある場合は、この限りではない。</p> <p>⑫ 薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は規則第138条に規定する医薬品の販売等の相手方以外の者に対し、医薬品を販売等していないか。</p> <p>⑬ 店舗販売業者に対して、要指導医薬品及び一般用医薬品以外の医薬品を販売等していないか。</p> <p>⑭ 配置販売業者に対し、一般用医薬品以外の医薬品を販売等していないか。</p> <p>⑮ 複数の事業所について許可を受けている場合であって、当該許可事業者内の異なる事業所間で医薬品を移転したときは、許可を受けた事業所ごとに、その移転に係る記録をつけているか。当該記録を3年間保管しているか。</p>				
<p>(5) 毒薬・劇薬について</p> <p>① 毒薬、劇薬の表示が正しく行われていない医薬品を貯蔵、陳列、販売、授与していないか。</p> <p>② 毒薬、劇薬は他のものと区別して陳列、貯蔵しているか。</p> <p>③ 毒薬は鍵をかけて貯蔵しているか。</p> <p>④ 営業所管理者が薬剤師でない場合、毒薬、劇薬の封かんや容器を開いて販売、授与していないか。</p> <p>⑤ 毒薬、劇薬を医師、薬剤師等に販売授与する場合、譲渡文書や公務所の証明等法的手続きを適正にしているか。</p> <p>⑥ 毒薬、劇薬の譲渡記録を2年間保存しているか。</p>				
<p>(6) 特定生物由来製品・生物由来製品について</p> <p>① 特定生物由来製品・生物由来製品の表示は正しく行われているか。</p> <p>② 特定生物由来製品・生物由来製品について、承認取得者等へ情報を提供しているか。</p> <p>③ 承認取得者等へ情報提供をしていない場合、記録を特定生物由来製品又は人の血液を原材料として製造される生物由来製品は30年間、その他の生物由来製品は10年間保管しているか。</p>				